75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証（被保険者証）の一斉更新について

保険証の色が変わります（水色）

現在お使いの保険証の有効期限は

平成28年7月31日までです！

7月中に新しい保険証を交付します

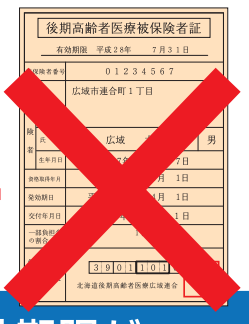

お手元に届きましたら、お持ちの「保険証」を破棄し、有効期限が平成29年7月31日となった水色の保険証をご使用ください。※1

※1　新しい保険証の交付は7月中に行いますが、市町村により交付時期や交付方法が異なります。市区町村のお知らせ（広報紙や回覧板など）にて、ご案内している場合がございますので、ご確認ください。

有効期限が切れた保険証は市区町村にお返しいただくか破棄してください

必ず有効期限をご確認ください！

紛失したときや、汚れたときは再交付します。お住まいの市区町村の**後期高齢者医療担当窓口へ**お申し出ください。

◆ 医療機関での一部負担金の割合

医療機関での一部負担金の割合は、平成27年中の所得等で判定した結果、1割または3割になります。

「一般」の方　窓口負担　**1割**

「現役並み所得者」の方　窓口負担　**3割**

保険料や一部負担金のお支払が困難な方へ

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が困窮し、保険料や一部負担金のお支払（医療機関へのお支払）が困難となった方。

➡ **申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。**

医療費通知を全受診者に送付します！

健康管理の重要性をより意識していただくため、9月末と3月末に送付します。

平成28年7月発行

250×360

現在お使いの減額認定証の
有効期限は平成28年7月31日までです！

8月1日より
新しい減額認定証に変わります

（限度額適用・標準負担額減額認定証）

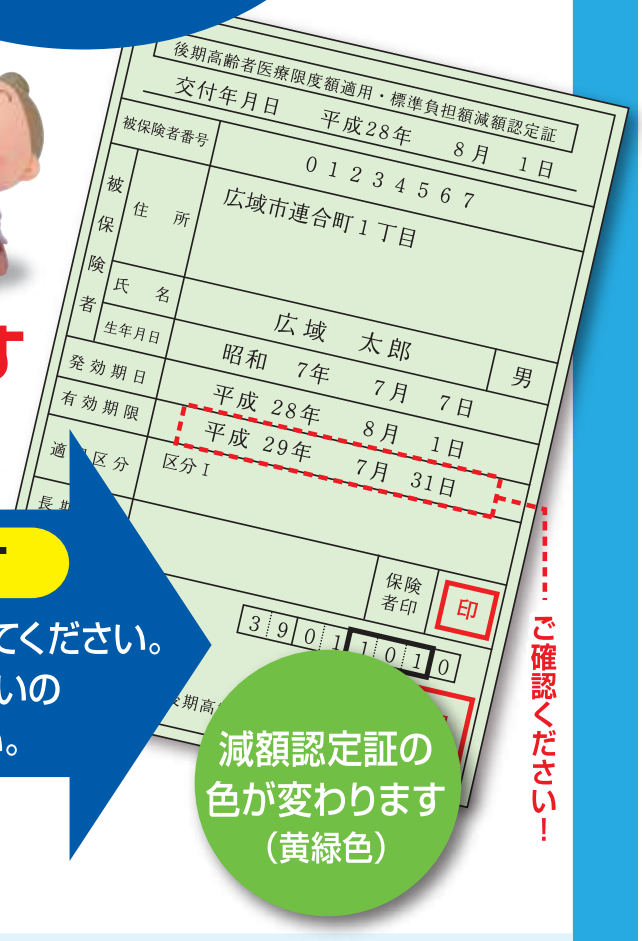

減額認定証の色が変わります（黄緑色）

ご確認ください！

有効期限が切れた減額認定証は市区町村にお返しいただくか破棄してください

新しい減額認定証は7月中に交付します

❶ 入院及び外来で受診する際には、保険証と一緒に提示してください。
❷ 減額認定証をお持ちでない方で交付対象の方は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。

必ず 有効期限をご確認ください！

◆ 減額認定証の交付対象

次の「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」に該当する方が、対象です。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	・老齢福祉年金を受給している方

◆ 減額認定証を提示して受診した場合

入院および外来の窓口での自己負担額が、次のように減額されます。

◆医療費の自己負担限度額

区　分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部（標準負担額）が右表のように減額されます。

区分			食事療養標準負担額	生活療養標準負担額	
			食事代	食事代	居住費
減額認定証交付対象者	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円	1食につき 210円	1日につき 320円
		90日を超える入院 ※2	1食につき 160円		
	区分Ⅰ	年金受給額が80万円以下の方	1食につき 100円	1食につき 130円	
		老齢福祉年金を受給している方		1食につき 100円	0円

※2　過去12か月で「区分Ⅱ」の標準負担額減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。

◆「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は効き目や安全性が新薬（先発医薬品）と同等と確認されたもので、開発費用が少なくて済むため価格が安くなります。
「ジェネリック医薬品希望カード」を市区町村で配布しておりますのでご活用ください。処方については医師や薬剤師にご相談ください。

◆ 健診を受けましょう

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市区町村で受けられます。

◆ 臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器移植に関する法律により、保険証の裏面に臓器提供の意思を表示できるようになっております。記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

お問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062　札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内　☎011-290-5601
または
お住まいの市区町村の
後期高齢者医療担当窓口まで